

令和5年 5月15日

保護者 様

伊東市教育委員会
教育長 高橋 雄幸

新型コロナウイルス・インフルエンザによる出席停止手続きについて

令和5年5月8日付で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行することになりました。そのことにより、市内幼稚園・小学校・中学校における新型コロナウイルスによる『出席停止の手続き』を変更します。また、それに伴い、インフルエンザによる『インフルエンザ罹患証明書及び経過報告書』も変更します。

保護者のみなさまには御迷惑をおかけいたしますが、手続きについて御確認の上、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

新たな方法 (市内の医療機関)

新型コロナウイルス・インフルエンザ症状発症



医療機関受診

新型コロナウイルス・インフルエンザの診断



医療機関受診後、学校(園)に受診結果を電話連絡する。



発症日からの「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書(保護者記入)」を作成する。(様式1)

インフルエンザ…発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児にあつては3日)

新型コロナウイルス…発症後5日、かつ、症状軽快※した後1日



園児及び児童生徒は「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を持って登校(園)し、担任に渡す。

*処方された薬袋や調剤情報が分かるものがあればコピーし添付するようお願いいたします。

***体調回復後、再度医師の診察は不要です。**

※症状軽快…①解熱剤を使用せずに解熱 ②呼吸器症状(のどの痛み・せきなど)が改善

お問い合わせ先

小中学校担当：教育指導課 北村・松永

電話：32-1911

幼稚園担当：幼児教育課 棚橋

電話：32-1951